

一般社団法人 山形県建築士会 支部規程

制定 平成 26 年 4 月 1 日

(規程の目的)

第1条 この規程は、一般社団法人 山形県建築士会（以下「本会」という。）定款第3条の規定に基づき、この法人の支部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(支部の任務)

第2条 支部は、本会の目的及び事業を支部地域において円滑に推進するために、支部に所属する会員相互間の連携等に資することをその任務とする。

(支部の設置及び所轄区域)

第3条 本会に設置する支部は次のとおりとする。

- (1) 米沢支部 米沢市、南陽市、東置賜郡の区域
- (2) 長井支部 長井市、西置賜郡の区域
- (3) 山形支部 山形市、上山市、東村山郡の区域
- (4) 天童支部 天童市の区域
- (5) 西村山支部 寒河江市、西村山郡の区域
- (6) 村山支部 村山市、尾花沢市、東根市、北村山郡の区域
- (7) 新庄支部 新庄市、最上郡の区域
- (8) 鶴岡田川支部 鶴岡市、東田川郡の区域
- (9) 酒田支部 酒田市、飽海郡の区域

2 前項のほか、理事会の決議を経て支部を設置することができる。

(支部への所属)

第4条 支部地域に在住する本会員は、その支部に所属するものとする。ただし、支部地域に居住する会員がその地域以外の地域に勤務する場合で、勤務地の会員となることを希望する場合はそれに従う。

(支部会議)

第5条 支部総会は、その支部に所属するすべての正会員をもって構成する。

第6条 支部総会は次の事項について協議する。

- (1) 理事選任に支部から推薦者を選出する場合、その推薦者
- (2) 本会に提出する支部収支予算案及び収支決算
- (3) その他必要な事項

第7条 支部通常総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に1回開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

第8条 支部会議は、支部長が召集する。

(支部役員)

第9条 支部には支部長1名を置き、その他の役員については支部において定める。

- 2 役員の任期は、選任後2年以内に終了する本会の事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 4 役員については、再任を妨げない。

(支部規程)

第10条 支部は、支部規程を設け、これに次の事項を記載する。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 事務所
- (4) 事業
- (5) 役員の任免に関する規定
- (6) 総会、役員会に関する規定
- (7) 会計経理に関する規定
- (8) その他必要と認める規定

(事業年度)

第11条 支部の事業年度は、本会の事業年度に準ずる。

(会計)

第12条 支部長は、毎事業年度4月20日までに、当年度の収支予算書案及び、前年度の収支決算書を理事会に提出しなければならない。

予算書案及び収支決算書に変更が生じた場合は、変更後の収支予算書案及び収支決算書をすみやかに提出するものとする。

- 2 前項のほか、支部長は、会長の要請に応じて収支計算書を本会事務局に提出しなければならない。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。